

諸手当に関する手引

2 住 居 手 当

(1) 概 要	1
(2) 支給範囲及び支給額	1
〔職員が居住するための借家・借間〕	
(ア) 支給の要件	1
(イ) 支 給 額	2
〔配偶者が居住するための借家・借間〕	
(ア) 支給の要件	2
(イ) 権 衡 職 員	3
(ウ) 支 給 額	4
(3) 支 給 方 法	4
(ア) 支 給 手 続	4
(イ) 届出が必要な場合	4
(ウ) 支給の始期、終期及び支給額の改定	4
(エ) そ の 他	5
【住居手当添付書類一覧】	6
(4) そ の 他	7
(ア) 記 載 例	7
(イ) 質 疑	8
《借家・借間関係》	
① 県営住宅、市営住宅の取扱い	8
② 親族から住宅を借り受けた場合の取扱い	8
③ 任命権者が定める基準	8
④ 別棟住宅の範囲	9
⑤ 共益費、駐車場代の取扱い	9
《配偶者の居住する借家・借間関係》	
⑥ 配偶者が転居した場合の取扱い	9
⑦ 権衡職員の支給要件に係る子が転居した場合の取扱い	9
《支給の始期及び終期》	
⑧ 住居手当の支給要件を具備するに至った日	10
⑨ 月の初日に契約したが入居が遅れる場合の支給の始期	10
⑩ 異動職員の住居手当の取扱い	10
⑪ 支給の終期	10
⑫ 月の途中で退去した借家の家賃を支払わなかった場合の取扱い	11
⑬ 離職・死亡職員の支給の終期	11
《その他》	
⑭ 住居手当の月額の変更についての取扱い	11

(参 考)

- 条 例：公立学校職員の給与に関する条例
- 支給規則：職員の給与の支給等に関する規則
- 規 則：住居手当に関する規則

2 住 居 手 当

(1) 概 要

借家若しくは借間に居住し一定額（12,000円）を超える家賃若しくは間代を支払っている職員、単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための借家若しくは借間に一定額（12,000円）を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に支給される手当である。

条例第14条の3

(2) 支給範囲及び支給額

〔職員が居住するための借家・借間〕

条例第14条の3第1項
第1号

(ア) 支給の要件

自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員

ただし、次の職員は除外される。

- a. 高知県公務員宿舍規則（昭和32年高知県規則第20号）で定める有料宿舍を貸与され、使用料を支払ってこれに居住している職員
- b. 国、他の地方公共団体、県の事務と密接な関連を有する事務を行う法人その他の法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員

規則第2条第1号

（注）「人事委員会が定めるもの」…高知県住宅供給公社、四国旅客鉄道（株）及び地方公共団体情報システム機構

- c. 県の企業会計に属する宿舍に居住している職員

規則第2条第2号

- d. 次に掲げる住宅を借り受け、居住している職員

規則第2条第3号

（a） 職員の扶養親族が所有する住宅

（b） 職員の配偶者で当該職員の扶養親族以外のものが所有し、又は借り受けている住宅

（c） 職員の配偶者（現に職員である場合に限る。）の扶養親族が所有する住宅

（d） 職員の父母で当該職員の扶養親族以外のものが所有し、又は借り受けている住宅（当該職員の父母が居住していない住宅であって、任命権者が定める基準を満たすものを除く。）

（e） 職員の配偶者の父母で当該職員の配偶者（現に職員である場合に限る。）の扶養親族以外のものが所有し、又は借り受けている住宅（当該職員の配偶者の父母が居住していない住宅であって、任命権者が定める基準を満たすものを除く。）

（注）1) 「住宅」と「居住」について

（i） 住宅は、職員の生活の本拠となっているもの一つに限られる。

なお、単身赴任の場合は赴任先が職員の生活の本拠となる。

（ii） 一時的に当該住宅を離れている場合（出張、公務乗船、病氣転地療養、海外派遣等）には、引き続き居住しているものとみなす。

2) 「借主」について

（i） 職員の扶養親族が借り受けた住宅であってもその住宅に居住し、家賃を支払っている職員は、借主とする。

（ii） 職員又はその扶養親族と職員の配偶者、1親等の血族又は姻族とが共同で借り受けた住宅で、職員が家賃を支払い、その配偶者等と同居しているときは、生計を主として支えている職員

- に限り、借主とする。
- (iii) 上記の場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借受けに係る住宅に居住している職員は、家賃を事実上負担している場合においても、借主とはしない。
- 3) 「任命権者が定める基準」について
- (4) その他(イ) 質疑《借家・借間関係》③任命権者が定める基準参照
- (イ) 支給額
- a. 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃額－12,000円(100円未満切捨)
- b. 月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員
(家賃額－23,000円) × 1/2 ＋11,000円(100円未満切捨)
- c. 月額55,000円以上の家賃を支払っている職員
27,000円
- (注) 1) 家賃に含まれないもの
- (i) 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
- (ii) 駐車場代、共益費
- (iii) 電気、ガス、水道等の料金
- (iv) 団地内の児童遊園、外壁その他の共同利用施設に係る負担金
- (v) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料
- 2) 職員がその借り受けた住宅の一部を他に転貸している場合には、自己の居住部分とその転貸部分との割合等を基準として算定した場合における自己の居住部分に係る家賃に相当する額を当該職員の支払っている家賃の額として取り扱うこととなる。
- 3) 職員の扶養親族が借り受けている住宅を職員に転貸している場合には、当該扶養親族と貸主との契約の家賃をもって住宅手当算定の基礎とする。
- 4) 家賃と食費等を併せ支払っている場合において、居住にかかる家賃の額が明確でないときの家賃に相当する額の算定は次による。
- (i) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合
その支払額の100分の40に相当する額
- (ii) 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合
その支払額の100分の90に相当する額
- 5) 家賃を年額で契約している場合は、年額を12箇月で除して得た額が条例第14条の3に規定する月額の家賃となる。

〔配偶者が居住するための借家・借間〕

(ア) 支給の要件

単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、現に当該住宅に配偶者が居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員及びこれとの権衡上人事委員会規則で定める職員(→(イ))

ただし、配偶者が次の住宅に居住している職員は除外される。

- a. 高知県公務員宿舍規則(昭和32年高知県規則第20号)で定める有料宿舍
- b. 国、他の地方公共団体、県の事務と密接な関連を有する事務を行

条例第14条の3第2項
第1号

規則第7条

条例第14条の3第1項
第2号

規則第3条

う法人その他の法人で人事委員会が定めるものから貸与された職員
宿舎

(注)「人事委員会が定めるもの」…高知県住宅供給公社、四国旅客鉄
道(株)

c. 県の企業会計に属する宿舎

d. 配偶者、父母又は配偶者の父母のうち、扶養親族でない者が所有
し、又は借り受けている住宅

(注) 1) 「住宅」と「居住」について

住宅は、配偶者が居住している住宅であって、配偶者の生活の本
拠となっているものの一つに限られる。

2) 「借主」について

(i) 職員の扶養親族が借り受けた住宅であっても、配偶者がその住
宅に居住し、家賃を支払っている職員は、借主とする。

(ii) 職員又はその扶養親族と配偶者と同居している1親等の血族又
は姻族若しくは扶養親族でない配偶者とが共同で借り受けた住宅
で、職員が家賃を支払っているときは、生計を主として支えてい
る職員に限り、借主とする。

(iii) 上記の場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借り受け
に係る住宅に居住する配偶者がある職員は、家賃を事実上負担して
いる場合においても、借主とはしない。

(イ) 権 衡 職 員

単身赴任手当が支給される配偶者のいない職員で、満18歳に達する
日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「18歳未満の子」と
いう。）が居住するための住宅（異動・移転の直前の住宅）又は人事
委員会が定める住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っ
ている職員

(注) 1) 「住宅」と「居住」について

住宅は、18歳未満の子が居住している住宅であって、その子の
生活の本拠となっているものの一つに限られる。

2) 「借主」について

(i) 職員の扶養親族が借り受けた住宅であっても、18歳未満の子
が居住し、家賃を支払っている職員は、借主とする。

(ii) 職員又はその扶養親族と1親等の血族又は姻族とが共同で借
り受けた住宅で、18歳未満の子と当該1親等の血族又は姻族で
ある者が同居し、職員がその家賃を支払っているときは、生計
を主として支えている職員に限り、借主とする。

(iii) 上記の場合を除き、住宅を借り受けた者と共にその借り受け
に係る住宅に居住する18歳未満の子がある職員は、家賃を事実
上負担している場合においても、借主とはしない。

3) 「人事委員会が定める住宅」

(i) 異動・移転の直前の住宅から18歳未満の子が転居したときの、
転居後の住宅（再転居後の住宅を含む。）

(ii) 異動・移転に伴い18歳未満の子と帯同赴任後、異動・移転の
日から3年以内に別居したときの、直後の18歳未満の子の住居
である住宅

(iii) その他、うえに準ずる住宅

※ 学生寮等子が職員と同居して生活を営むための住宅でないと
明らかに認められる住宅は認められない。

規則第4条

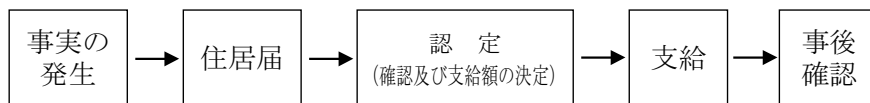
(ウ) 支給額

- a. 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員
(家賃額－12,000円) × 1/2 (100円未満切捨)
 - b. 月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員
{(家賃額－23,000円) × 1/2 + 11,000円} × 1/2 (100円未満切捨)
 - c. 月額55,000円以上の家賃を支払っている職員
13,500円
- ※ 「家賃」については、職員が居住するための借家・借間の場合の「家賃」と同じ。

条例第14条の3第2項
第2号

(3) 支給方法

(ア) 支給手続



(イ) 届出が必要な場合

- a. 新たに住居手当の条項第1項の職員たる要件を具備したとき
- b. 住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合
- c. 住居手当の支給要件を喪失するに至ったとき
- d. 添付書類

届出に当たっては別表に掲げる書類を添付すること。

- (注) 1) 新たに住居手当の条項第1項の職員たる要件を具備するに至った日とは、その要件のすべてを満たすに至った日をいう。
- 2) 「職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等」とは、住居届に記入することとされている事項をいう。
- 3) 住居手当の支給要件を喪失するに至った日とは、その要件のいずれか一つを欠くに至った日をいう。

規則第5条

(ウ) 支給の始期、終期及び支給額の改定

- a. 新たに条例第14条の3第1項の職員たる要件を具備した場合、支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給を開始し、又は支給額の改定を行う。
- b. 職員が条例第14条の3第1項の職員たる要件を欠くに至った場合（離職又は死亡した場合を含む。）は、その事実の生じた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給する。
- c. aの場合（支給額の改定のときは、増額する場合に限る。）で届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月（受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給の開始又は支給額の改定を行う。
「届出を受理した日」及び「届出15日の計算」については、扶養手当の場合に同じ。

規則第8条

(例 1) 要件具備から15日経過後の届出の場合

4/12	4/27	5/1	5/2	6/1	
△ 借入 家居	△ 15 日目	△ 日 曜日	△ 住提 居出 届		

15 日経過後の場合、届出日の前日が月の初日(日曜日)であっても翌月からの支給になる。

(例 2) 借家(家賃70,000円)から借家(家賃40,000円)への転居で届出が遅れた場合

5/10	6/1	7/1
27,000 円		7/6
△		△ 19,500 円
借退 家去	自入 宅居	住提 居出 届

減額改定のため 6 月から 19,500 円になる。したがって 7,500 円の返納。

(例 3) 月の初日の異動に伴う退去の例

4/1	4/2	5/1
△ 異 動	△ 退 居	

退去が月の初日でないため、退居の月まで支給。
ただし、支給の要件である「支払」が必要である。
なお、異動日に退去した場合には、3 月までの支給。

(エ) その他

- 給料の支給方法に準じて支給する。
- 条例第17条の規定による給与の減額が行われる場合であっても住居手当は減額されない。
- 休職者は一定の支給割合を乗じた額が支給される。

○住居手当添付書類一覧

事由	添付書類	職員が居住するための住宅	配偶者が居住するための住宅
		借家・借間	借家・借間
新規・転居等	必須の添付書類	1 貸借契約書（契約書が作成されていない場合は、契約に関する当該住宅の貸主の証明書） 2 領収書等支払を証明する書類（契約した月、又は入所した月のもの）	1 貸借契約書（契約書が作成されていない場合は、契約に関する当該住宅の貸主の証明書） 2 領収書等支払を証明する書類（契約した月、又は入所した月のもの）
	ケースにより必要とする添付書類	① 家賃等の額に共益費、駐車場代等手当の対象家賃とされない費用が含まれている場合は、それぞれの区分についての貸主の証明書 ② 月の途中で退去した場合は、その月の領収書等支払を証明する書類 ③ 生計を主として支えていることを確認する必要がある場合は職員及び世帯員の所得証明書等	① 家賃等の額に共益費、駐車場代等手当の対象家賃とされない費用が含まれている場合はそれぞれの区分についての貸主の証明書 ② 月の途中で退去した場合は、その月の領収書等支払を証明する書類 ③ 生計を主として支えていることを確認する必要がある場合は、職員及び世帯員の所得証明書等
要件喪失	添付書類	月の途中の場合は、その月の領収書等支払を証明する書類	月の途中の場合は、その月の領収書等支払を証明する書類

※その他、認定にあたり必要な場合は、その必要に応じた証明書、理由書等を添付させること。

（注１） 自らが居住していた住宅（借家・借間）に係る住居手当を受給していた職員が、引き続き当該住宅について配偶者が居住するための住宅（借家・借間）に係る手当を受けようとする場合の添付書類は、単身赴任手当に係る添付書類として提出した住民票の写でよい。

（注２） 配偶者が居住するための住宅（借家・借間）に係る手当を受給していた職員が、引き続き自らが居住するための住宅（借家・借間）に係る手当を受給しようとする場合の添付書類は、住民票（赴任旅費請求書に添付するものの写で可）でよい。

（注３） ２親等以内の親族との間における契約による賃貸借の場合については、次に掲げる書類（③の書類について貸主が貸家業を始めたばかりで申告をしていない等の事情がある場合にあっては、申告後の提出でよい。）を添付することとし、認定後も継続的に確認を行う。ただし、扶養親族でない父母又は配偶者の父母との間における契約による賃貸借の場合については、（４）その他（イ）質疑《借家・借間関係》③任命権者が定める基準を参照すること。

① 賃貸借契約書

② 口座振込による家賃の支払いの事実を確認することができる書類

③ 貸主が所得税又は住民税の申告において、当該住宅に係る不動産所得を計上していることがわかる書類

(4) その他
(ア) 記載例

別記第1号様式(第5条関係)

住 居 届

(令和〇〇年 4月10日提出)

〇〇〇学校長 様	勤務公署	〇〇〇学校		
	職員番号	〇〇〇〇〇〇	氏名	高知 太郎 ㊟
	職 名	教諭		

住居手当に関する規則第5条第1項の規定により、居住の実情を届け出ます。

届出の理由(該当するものの□にレ印を付ける。)

- ☒ 1 新規(☒ 第1項第1号 □ 第1項第2号)
☐ 2 支給要件の喪失(□ 第1項第1号 □ 第1項第2号)
☐ 3 転居(1又は2に該当する場合を除く。)
☐ 4 契約関係の変更
☐ 5 家賃の額の改定
☐ 6 その他()

※共益費、駐車場代等を除いた
住居手当の対象となる家賃等の額

届出の理由が生じた年月日(令和〇〇年 4月 1日)

住居手当の条項第1項第1号	契約の開始	令和〇〇年 4月 1日から	住宅への入居年月日	令和〇〇年 4月 1日	
	住宅の所在地	〇〇郡〇〇町〇〇-〇			
	住宅の所有者	土佐 太郎 続柄(他人)	住 所	〇〇郡〇〇町〇-〇	
	住宅の貸主	土佐 太郎 続柄(他人)	住 所	〇〇郡〇〇町〇-〇	
	住宅の借主	☒ 本人 □ 扶養親族 続柄() 共同名義人が ☒ いない { 続柄() □ いる ()			
	家賃等	月額 53,000 円 (令和〇〇年4月1日から) 左記の家賃等には □ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) □ 食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)			
住居手当の条項第1項第2号	契約の開始	年 月 日から	住宅への入居年月日	年 月 日	
	住宅の所在地				
	住宅の所有者	続柄()	住 所		
	住宅の貸主	続柄()	住 所		
	住宅の借主	☐ 本人 □ 扶養親族 続柄() 共同名義人が ☐ いない { 続柄() □ いる ()			
	家賃等	月額 円 (年 月 日から) 左記の家賃等には □ 電気、ガス又は水道の料金が含まれている(光熱費込みの下宿代) □ 食費等が含まれている(賄い付きの下宿代)			

☒ 借家・借間(住居手当の条項第1項第1号)

☐ 借家・借間(住居手当の条項第1項第2号)

上記のとおり

☒ 確認する。

□ 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、 円である
と算定する。(住居手当の条項第1項第1号)

□ 確認し、住居手当に関する規則第7条に規定する家賃の額に相当する額は、 円である
と算定する。(住居手当の条項第1項第2号)

令和〇〇年 4月 〇日

職名 〇〇〇学校長 氏名 〇〇 〇〇 ㊟

取扱者 認 印	校 長	教 頭		係

備 考

支給の始期	(家賃等の認定額) 手当認定額	支給の終期
〇〇年 4月から	(53,000 円) 26,000 円	年 月 まで

記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄の新規及び支給要件の喪失については、届出に係る住宅の種類に応じて、職員が居住する借家・借間にあつては第1項第1号、単身赴任手当を支給される職員の配偶者等が居住する借家・借間にあつては第1項第2号のそれぞれ該当するものにレ印を付ける。
- 2 「家賃等」欄は、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付き住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:賄い付きの下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又は賄い付きの下宿代)を記入して差し支えない。

なお、この場合は、該当するものにレ印を付ける。

(イ) 質 疑

《借家・借間関係》

① 県営住宅、市営住宅の取扱い

問 県営住宅あるいは市営住宅は、規則第2条第1号にいう法人等の職員宿舎に該当するか。

(答) 該当しない。すなわち 12,000 円を超える場合は住居手当の支給対象となる。

② 親族から住宅を借り受けた場合の取扱い

問 親族が所有又は借り受けている住宅を、職員が借り受けている場合の住居手当について、規則第2条で定められているが、どのような場合に支給が認められるのか。

(答) 職員と配偶者、父母、配偶者の父母等との間における賃貸借関係は、社会通念上認めることは適当でない。しかしながら、職員とこれらの親族との関係には、緊密度に差が認められるので、規則第2条では親族ごとに次のとおり整理している。

			住 宅 の 区 分			
			別居している親族が		同居している親族が	
			所有	借り受け	所有	借り受け
親 族 の 区 分	職員の扶養親族		×	○	×	○
	職員たる配偶者の扶養親族		×	○	×	○
	職員の扶養親族でない	配偶者	×	×	×	×
		父母	△	△	×	×
	職員たる配偶者の扶養親族でない配偶者の父母		△	△	×	×

○ → 支給対象となりうる

× → 支給対象外

△ → 調査の結果、その事実を十分確認できるとき（③参照）に限って、支給対象となりうる

③ 任命権者が定める基準

問 規則第2条では、「父母（扶養親族以外）」又は「配偶者の父母（職員たる配偶者の扶養親族以外）」から「別棟」の住宅を借り受けている場合で「任命権者が定める基準」を満たしたときに住居手当を支給することとされているが、「任命権者が定める基準」とは何か。

(答) 職員が「父母（扶養親族以外）」又は「配偶者の父母（職員たる配偶者の扶養親族以外）」から「別棟」の住宅を借り受けている場合で、次に掲げる事項を確認した上で、住居手当を支給することが適当であると認められるときに限って、条例第14条の3第1項第1号適用職員と取り扱って差し支えない。

- (1) 契約書による契約の事実があること。
- (2) 口座振込による家賃の支払いの事実があること。
- (3) 家賃額が近隣の類似物件と比較して妥当な金額であること。
- (4) 貸主が所得税又は住民税の申告において、当該住宅に係る不動産所得を計上していること。
- (5) 当該物件の土地又は建物の登記が職員本人の名義でないこと。

- (6) 職員が貸主から家賃の割引に相当する見返りを受けていないこと。
- (7) 貸主が貸家業を営んでいること。
- (8) 当該住宅の所有者と貸主が別人の場合にあつては、その理由が適正であること。
- (9) 貸主が当該住宅を取得した経緯が貸家業を営むためであること。
- (10) 親族から借り受けた住宅に居住することとなった経緯全般及び親族でありながら家賃を支払う理由が適正であること。

なお、これらの事項の確認は、認定時のほか、認定後も継続的に確認を行うこととするが、(4)について、貸主が貸家業を始めたばかりで申告をしていない等の事情がある場合にあっては、認定後に貸主が当該申告を行った時点で確認を行うこととする。

④ 別棟住宅の範囲

問 父親（扶養親族ではない。）がアパート経営を目的として建築し、所有している住宅の一部を借り受けて居住している場合で、父親の居住している部分とは隔壁によって仕切られ、炊事場も別個であり出入口も別々であるような場合は、いわゆる「別棟住宅」として取り扱ってよいか。

(答) 例えば、マンションの一室のように、借り受けて居住している部分が独立して家屋の用途に供されるようなもので、建物の区分所有等に関する法律に基づく登記がなされ得るような構造の場合には、「別棟」の住宅を借り受けた場合と同様に取り扱って差し支えない。

なお、この場合においても貸借関係及び家賃の支払いの事実を十分確認する必要がある（③参照）。

⑤ 共益費、駐車場代の取扱い

問 共益費、駐車場代が込みになっている家賃の額の認定はどのようにすればいいのか。

(答) これらの経費は住居手当の家賃には含まれないので、貸主よりそれぞれの経費についての区分を証明してもらうことにより、家賃の額を認定する。なお、この区分が明確にできない場合には、その旨を貸主に証明してもらい、これらを込みの額を家賃の額として認定する。

《配偶者の居住する借家・借間関係》

⑥ 配偶者が転居した場合の取扱い

問 配偶者の居住する住宅について、異動による単身赴任後、配偶者が転居した場合でも対象になるか。

(答) 単身赴任手当が継続支給される場合は、対象になる。なお、届出に当たっては、単身赴任手当に係る届出も必要である。

⑦ 権衡職員の支給要件に係る子が転居した場合の取扱い

問 権衡職員の場合の、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子（以下「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。）が居住する住宅について、異動による単身赴任後、その子が転居した場合も対象になるか。

(答) 対象になる。

ただし、学生寮等単身赴任手当の支給要件に係る子が職員と同居して生活を営むための住宅ではないと明らかに認められる住宅や、単身赴任手当の支給要件に係る子が2人以上ある場合において、そのうちのいずれかの子が異動の直前の住居であった住宅に居住しているときは、転居した住居の方は対象にならない。

《支給の始期及び終期》

⑧ 住居手当の支給要件を具備するに至った日

問 住居手当の支給要件を具備するに至った日とは、「借り受け」、「支払い」、「居住」の三要件のすべてを満たすに至った最初の日をいうものと考えてよいか。

(答) 貴見のとおりである。

⑨ 月の初日に契約したが、入居が遅れる場合の支給の始期

問 月の初日から契約し、10日後に入居した場合、支給の始期はいつか。

(答) 実際に入居した日を職員が生活の本拠とした日と認めることにしているので、この場合はその月のうちに届出があれば翌月から支給することになる。

⑩ 異動職員の住居手当の取扱い

問 住宅Aに居住していた職員が、公署を異にして異動し、異動後の公署に勤務するため月の初日に月額12,000円を超える家賃で住宅Bを借り受けていた場合、又は当該赴任地に自宅を所有しており居住し得る状態にある場合において、月の初日までに住宅Aを引き払い、発令後ただちに住宅B又は自宅に入居したときは、職員が月の初日において赴任のため旅行中等で当該住宅B又は自宅に居住していなくても、住居手当は赴任地におけるそれらの住宅に係るものをその月から支給してよいか。

(答) 届出が事実の生じた日（月の初日）から15日以内になされている場合は、貴見のとおり取り扱って差し支えない。

⑪ 支給の終期

問 公営住宅に居住し、住居手当を受けていた職員が、4月1日から公務員有料宿舎を貸与され使用料を支払うこととなったが、家族の都合で4月10日に住居を移転した。なお、公営住宅の4月分家賃については、10日分を日割計算で支払っている。

この場合の住居手当支給の要件を欠くに至った日は、公務員有料宿舎を貸与され使用料を支払うこととなった4月1日として、4月分の住居手当は支給できないものとして取り扱うのか、あるいは公営住宅を退去した4月10日として4月分の住居手当は支給できるものとして取り扱うのか。

(答) 当該職員の住居手当支給の要件を欠くに至った日は、公営住宅を退去した4月10日として取り扱い、4月分の住居手当まで支給できる。

⑫ 月の途中で退去した借家の家賃を支払わなかった場合の取扱い

問 A地において借家に居住していた者が、10月1日付でB地に配置換となり、10月6日B地において借家契約を結び入居した。10月1日から10月6日までの間はA地の家主の好意により無料で入居していた。B地における家賃は10月1日からの分を支払っている。

このような場合10月分の住居手当は支給されないと解してよいか。

(答) 10月1日から10月6日までA地の住宅に居住していたという事実がある以上、10月分の住居手当は、A地の住宅に基づいて支給されるのでB地の住宅に基づく支給はできない。

なお、質問の場合、A地の住宅について10月1日から10月6日までの間無料であれば「支払」の要件を欠くことになるため10月分の住居手当は支給できないことになる。よって10月1日支給要件の喪失の届出と10月6日新規の届出となる。

⑬ 離職・死亡職員の支給の終期

問 住居手当の支給を受けている職員が離職し、又は死亡した場合における住居手当の支給の終期はいつか。

(答) 住居手当の支給を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、条例第14条の3第1項の職員たる要件を欠くことになるので、規則第8条第1項本文の規定により、離職し、又は死亡した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで支給される。

《その他》

⑭ 住居手当の月額の変更についての取扱い

問 規則第8条第2項の住居手当の月額を変更すべき事由とは、家賃の変更のみならず住宅の変更（借家と自宅の変更も含む。）の場合も含まれるか。

(答) その転居が引き続いている場合に限り貴見のとおり解する。したがって、転居した日から15日を経過した後に届出がなされた場合において、その改定が増額改定である場合にあっては届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から手当額を増額し、減額改定である場合にあっては、転居した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から手当額を減額することとなる。